

山口県中小企業団体中央会会長 様

山口県産業労働部長

**米国の関税措置に伴う相談窓口の設置
及び山口県中小企業制度融資の取扱いについて**

本県の産業労働行政の推進につきましては、平素から特別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般の米国の関税措置に伴う影響を受ける中小企業者等においては、資金繰り等への影響が懸念されることから、本日付けで相談窓口を設置の上、適切に対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

また、県中小企業制度融資のうち、経営安定資金に係る取扱いについては、下記のとおりといたします。

つきましては、これらについて会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 相談窓口

米国の関税措置に伴う特別相談窓口

2 経営安定資金（山口県中小企業制度融資）

(1) 融資対象

米国の関税引上げ等の影響により経営の安定に支障が生じている事業者

※具体的な要件等については後日お知らせします

(2) 取扱期間

本日から当分の間

経 営 金 融 課 金 融 支 援 班 担 当 : 山 本 TEL 083(933)3188 FAX 083(933)3209

山口県中小企業制度融資

資金名	融資対象	融資利率	融資限度額
経営安定資金	<p>次のいずれかに該当する中小企業者等</p> <p>1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>2 <u>災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの</u></p> <p>3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの</p>	<p>1.8%</p> <p>～</p> <p>1.9%</p> <p>(1.6%～1.7%)</p>	8,000万円
経営支援特別資金	<p>次のいずれかの要件に該当する中小企業者等が経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金</p> <p>1 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること</p> <p>2 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して減少しており、直近決算において経常利益ベースで赤字であること</p>		

※ 融資利率の（）内は責任共有制度対象外の場合